

7 罪を犯した障がい者

【相談者の特徴】

- 継続的な衣食住の確保が出来る見込みがなく、頼れる人もいないため、社会生活に対する強い不安や恐怖を抱いており、「社会で生きていくより刑務所の方が安心できる」と感じている人が少なくない。
- 過去に危険な目に遭った経験があり、トラウマ反応に起因する非協力的・非社会的で、変動の多い行動様式を示す人が少なくない（警戒心が強い、猜疑的、攻撃的、易怒的、逃避的、無気力、深刻味に欠ける、一貫性に欠ける、決断できない等）。
- 自力では解決困難な問題に圧倒され、「自分の力では何もできない」という“自己コントロール感の喪失”に陥っている人が多い。
- 繰り返される被害体験や失敗体験のため、「どんなに努力をしても未来は変わらない」という“縮小した未来感”や、「自分なんて存在する価値がない」という“自尊感情の低下”や“自己有用感の喪失”に陥っている人が多い。
- 良好な支援関係を築きにくい傾向がある。

【支援における7つのポイント】

- ① “判断を交えない態度 (non-judgmental attitude)” を基本姿勢とする
- ② 罪を犯した障がい者が陥りやすい心理状態や行動様式を理解しておく
- ③ 関係性の構築を最優先とし、そのための原則的な考え方やとるべき姿勢について理解しておく
- ④ 再犯や問題行動への寛容と、再挑戦への応援および連続的な支援の提供
- ⑤ 矯正施設や保護観察などの司法制度に関する基本的な知識や情報を身につけておく
- ⑥ 地域生活定着支援センターの基本的な役割を理解し、連携、人的交流をはかっておく
- ⑦ 福祉、介護、保健、医療、法律、警察、民間団体、地域コミュニティー等との連携、人的交流（個別相談、連携会議の開催・協力、研修会等への相互協力等）

◆ 保護観察 ◇◇◇◇

対象者に通常の社会生活を送らせながら、一定の遵守事項をらせるなどの指導監督と住居確保や就労、治療の援助など福祉的な側面をもつ補導援助を行うことで、再び犯罪をすることを防ぎ、またはその非行をなくし、善良な社会の一員として改善更生することを助けるもの。

【保護観察の種類】

- 1号:犯罪や非行を犯し家庭裁判所で保護観察に付された少年
- 2号:少年院から仮退院を許された少年
- 3号:刑務所から仮釈放を許された人
- 4号:刑の執行を猶予され保護観察に付された人
- 5号:婦人補導院からの仮退院を許された人

◆ 矯正施設 ◇◇◇◇

法務省所管の、①刑務所、②少年刑務所、③少年院、④拘置所、⑤少年鑑別所、および⑥婦人補導院の6施設をさす。このうち、刑務所、少年刑務所、拘置所の3つを刑事施設と呼ぶ。

【刑務所の数】

- ・刑務所:62庁(医療刑務所4庁、社会復帰促進センター [民間資金活用のPFI方式の運営] 4庁を含む)
- ・少年刑務所:6庁

【処遇指標】

受刑者は居住地に関係なく、原則処遇指標に応じて、送られる刑務所が決まる。

殊遇指標符号	受刑者の属性
A	犯罪傾向が進んでいない者
B	犯罪傾向が進んでいる者
L	執行刑期が10年以上の者
Y	26歳未満の成人
J	少年院への収容を必要としない少年
F	外国人
W	女子 ※犯罪傾向や年齢に関しては混在
P	身体上の疾病または障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
M	精神上の疾病または障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者

【処遇指標】

釈放の形態は、刑務所を出た後の支援体制に大きく影響する。刑期を終える前の仮釈放を許された場合、保護観察がつき、福祉的な側面からのサポートも得られるが、満期釈放の場合は、保護観察はつかない。

仮釈放が許されるには、帰住地があり身元引受人がいることが主要条件となっており、再犯を繰り返す障がい者の多くが、帰住先や身元を引き受けてくれる家族等がないため、満期釈放となり、サポートを受けないまま、再犯してしまうという悪循環に陥っている。

【支援の実際】

① “判断を交えない態度 (non-judgmental attitude)” を基本姿勢とする

罪を犯した障がい者の置かれている状況は様々であり、その多くは生活困窮、いじめや暴力被害、幼少期の被虐待体験など過酷な体験を受けるなど、その“痛み”はきわめて人間的なものであり、それぞれに個性があることを理解することが大切である。様々な場面で非難、叱責され、自己決定することを許されない状況下での生活を強いられた者も多く、自らが望まない支援の提案は、無力感や失望を増強し、二次的な被害を与える可能性があるので注意を要する。

推奨される基本姿勢は、判断を交えない態度(その人の考えに解釈や判断をせずに「私が何をすればあなたの役に立つのでしょうか?」と問いかける姿勢)に徹することである。

② 罪を犯した障がい者が陥りやすい心理状態や行動様式を理解しておく

障がいがあることに気づかれていなかったり、適切な配慮や援助を受けることがなかったために、失敗や不適応を繰り返し、他者からは非難、叱責され、騙されたり裏切られたり、理不尽な扱いなどを受け続け、地域社会からも警戒、排除されてきたという体験を持つ者がほとんどである。幼少期の被虐待体験、性暴力を含む暴力被害やハラスメント、詐欺被害などに遭遇してきた者も少なくない。

個人の力では解決困難なつらい体験に遭遇した時にしばしば生じる心理行動上の反応として、不安・緊張、不眠、抑うつ、幸福感の喪失の他に、“社会活動能力の低下”、“対人関係困難(人とうまくつきあえない、孤立等)”があることも知っておく必要がある。

「誰も自分を助けてくれない」「他人に援助を受けても何も好転しない」「親切にしてくれる人には自分を利用しようという裏の目的があるにちがいない」などといった思いを持っており、支援者との良好な関係を保つのが困難だったり、関係構築に長い時間を要する者も多い。

長期に渡って繰り返し暴力被害に遭ってきた人の場合、“戦う”か“逃げる”という行動パターンが身につけてしまい、恐怖・不安・怒りで物事に対処する傾向があらわれる。背景には、危機遭遇時に脳内で作動する「ノルアドレナリン」(別名“怒りのホルモン”) 神経の慢性的な機能亢進も想定されており、本人によるコントロールが困難な特性と理解する必要がある。

このような理由から、罪を犯した障がい者の中には、警戒心が強い、猜疑的、過度に攻撃的で易怒的だったり、支援の途中で逃避する、あるいは、無気力で非協力的だったり、拒否的といった行動パターンを示す者が少なくない。このような行動は、本人のわがままや病的な性格等に起因するものではなく、これまでの過酷な体験、つまり“異常事態に対する、正常な反応”であるという理解が必要である。

さらに、可能であれば、このような理解を本人にも説明し、支援者と共有することが推奨される。

③ 関係性の構築を最優先とし、そのための原則的な考え方やとるべき姿勢について理解しておく

支援者との良好な関係を保つのが困難だったり、関係構築に長い時間を要する者も多いため、支援の方法や支援内容の決定を急ぐことなく、まずは関係性の構築を最優先とすることが重要である。

そのための面接時や直接支援場面における留意点としては、以下に示したものが挙げられるが、まずは、支援者のことを良い印象とともに覚えてもらい、過度に知識や技術論に頼ることなく、また、支援者側の価値観に支配されないように心がけながら、少しずつ、回数を重ねながら、その人が直面している困難は何なのか、どうして社会不適応的な問題行動を選択してしまうのか、問題行動の回避や悪影響の軽減のための具体策を、本人と一緒に試行錯誤しながら見つけていこうという姿勢が基本となる。

★ 面接時や支援場面における留意点 ★

● 心地よい「感情記憶」を残すことに心がける

“心地よい”ものとしてその人の記憶に残すことを第一に考える。「正しいことを伝えなければ」という支援者としての呪縛から自分を解放して、心地よい雰囲気の中で面接や支援の場面が終えられるように努める。

ユマニチュードの視点に立ち、椅子から立ち上がって挨拶をする、別れ際に握手をするなど、人として敬意を払っていることを象徴するような振る舞いを積極的にすることも有効。

● 技術論に陥らず本質的な人間関係を重視する

関係性の構築には、結局、その人が“好き”か“嫌い”かという本質的な人間関係が影響してくる。嫌いな人からの支援であれば、内容がどんなに優れていても拒否されるものである。まず“好かれる”ことを基軸において関わるのが有効。

● 回数重ねで勝負する

一回の支援の効果は見えなくても、回数を重ねることで意味が出てくる性質の支援であると位置づける。良い時も悪い時も、好かれていても嫌われていても、回数を重ねるという覚悟が重要である。

● “振り回される”ことは是とする

振り回されることは、一時的にはしょうがないという認識に立つ。振り回されることに対応できる支援者になることが現実的である。呼ばれて行くより、呼ばれる前に行く方が、支援者のペースで動けるので負担が軽減される。逆に、SOSを待つ姿勢だと、振り回されやすい。

● “身を委ねる”という支援の形もあることを知っておく

その人の希望に、一度“身を委ねる”と打開策が生まれることもある。帰住調整が見つからない状況で、本人の希望に沿って直接その地へ乗り込み、寝袋で一晩一緒に夜を明かしたことをきっかけに受け入れ先が見つかったという事例もある。机上で悩むより、目の前の現実へ身を委ね、現場に飛び込んでみる方が解決に近づくこともある。

“身を委ねる”という経験が、支援者としての懐(困難に対する腹の据わり)や説得力を大きくする。

● “見え方” “考え方”の違いに、思いを馳せる

支援者の価値観、常識など、物差しを一度きれいに捨て、その人が「どのような考えからそのような行動をとるのか」について思いを馳せ、理解に努めることは非常に大切である。

「万引きは捕まったらその場で怒られるので怖い」と感じ、“夜間の放火はその場で怒られることはない”という理由だけで、窃盗より重い犯罪である放火を刑務所に戻るために繰り返すという者もいたりする。

◆ ユマニチュード ◆◆◆

フランスのイヴ・ジネストとロゼット・マレスコッティによって開発された認知症患者の包括的ケア技法。「ユマニチュード」とはフランス語で「人間らしさ」の意。

ケアの実施にあたっては、“見る”“話しかける”“触れる”“立つ”を基本として、これらを組み合わせることで複合的に行う。「見つめながら会話位置へ移動する」「言葉をかけながら、相手に静かに触れる」などの具体的な技術が提案されているが、これらは、「あなたのことを大切に思っている」ことを、振る舞いや態度で象徴的に伝えるための技術として位置づけられている。

恐怖や不安が強く、過度に警戒的で猜疑的な傾向がある罪を犯した障がい者に対しても、その有効性が期待できるアプローチの一つと考えられる。

④ 再犯や問題行動への寛容と、再挑戦への応援および連続的な支援の提供

罪を犯した障がい者の多くは、失敗や不適応を繰り返す中「どんなに努力をしても未来は変わらない」という“縮小した未来感”や、「自分の力では何もできない」という“自己コントロール感の喪失”に陥っている。そのため、支援者の協力を得て挑戦したことが失敗に終わると、さらに希望と意欲を失うこととなる。

したがって、支援継続中にも関わらず、再犯したり、起こした事件に関連した問題行動を繰り返した場合にも、再挑戦への応援、あるいは、いったん元に戻って仕切り直すなど、連続的な支援を提供することが肝要となる。うまく行かない時も含めて、その時のその人のニーズに合った支援を対象者と一緒に試行錯誤しながら考えていくという支援体制が推奨される。

“支援の糸(関係性)”が途切れないことを重視することが重要で、起こした事件に関連した問題行動が出現した場合にも、その行動を完全に止めることを強いることより、犯罪行為に至らないように軽減するなど、本人が実行しやすい具体的な工夫と一緒に見つけるという支援の方が持続性や実効性が高い。

⑤ 矯正施設や保護観察などの司法制度に関する基本的な知識や情報を身につけておく

受刑者は居住地に関係なく、犯罪傾向や性別、年齢等に基づいて定められた処遇指標に応じて送られる刑務所が決まったり、福祉的なサポートも含む保護観察は、仮釈放を許された者しか対象とならないなど、司法制度特有の仕組みがあるので基本的な情報や知識は身につけておくべきである。

⑥ 地域生活定着支援センターの基本的な役割を理解し、連携、人的交流をはかっておく

罪を犯した障がい者の福祉サービスに関する地域での専門相談支援機関は都道府県に設置されている地域生活定着支援センターである。

社会福祉法人等が都道府県の委託を受けて運営しており、各センターによって対応範囲に若干の差異があるが、罪を犯した障がい者を支援する際には、出来るだけ連携をとるべき機関である。

地元の地域生活定着支援センターがどのような機能を有しているかを把握すると共に、スタッフとの人的交流を図っておくことが推奨される。

◆ 地域生活定着センター ◇◇◇

矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいのため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要がある者を支援するために都道府県に1ヵ所ずつ設置された機関。平成21年度から開始された厚生労働省「地域生活定着促進事業」の中で運営されている。

【主な業務】

● コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの確認、受け入れ施設の斡旋や福祉サービスに係る申請支援等を行う。別名「特別調整」。

● フォローアップ業務

矯正施設退所後、本人を受け入れた施設等に対して、本人に対する処遇や利用に関する助言等を行う。

● 相談支援業務

矯正施設を退所した障がい者(疑いを含む)・高齢者本人や家族、関係者からの相談に応じて、助言・支援を行う。

センターが福祉の支援が必要と認めれば、捜査・公判段階の障がい者・高齢者への支援も行える。

⑦ 福祉、介護、保健、医療、法律、警察、民間団体、地域コミュニティ等との連携、人的交流(個別相談、連携会議の開催・協力、研修会等への相互協力等)

福祉事務所をはじめ、高齢者介護、障害福祉、医療等の支援サービス機関との連携の他、警察、法律専門家(成年後見、権利擁護等)、住まいの確保や就労支援に関しては、不動産業や各種企業の協力が必要となる。関係機関、団体とは、個別相談、会議や研修会等を通じて人的交流を深めておくことが重要である。

多機関による支援チームが形成され、支援の内容や方向性、課題について、本人も含めて共有することができれば理想的である。

また、地元自治会等、地域コミュニティからの理解が得られない場合もあるが、支援活動を実践する中で、根気強く働きかけ理解者を増やして行くことが重要であり、強く反対していた住民が転じて良き理解者になってくれることもある。

関係者からの一言



伊豆丸剛史
長崎県地域生活定着支援センター所長

私は、もともと大学で福祉を学んだ訳でもなく、「ふくし」のふの字も知らない、そんな生き方をしていました。大学では建築デザインを学び、卒業後は地元福岡で「アーティスト(芸術家)」を目指し、オブジェ製作などをしていました。

まあ、若気の至りというやつでしょうか。

そんな私が、今、福祉に携わり、そして、罪を犯した障がい者や高齢者の方の社会復帰に寄り添う仕事に携わっています。それはなぜか…、そのすべてをここでは記せませんが、大きなきっかけは、オブジェ製作を一旦止めて、ヒッチハイクで富士山へと向かったことでした。その道中、私は色々な人たちに出会い、そして助けられました。その時の出会いは、私にとっては富士山よりも大きく、約20年経った今でも、その時の出会いを大切に育んでいます。

目的だった富士登頂ではなく、その道中での出会いがきっかけとなり、私は今、ここに立っています。思いだけで、突っ走ってきた20年でした。でも、ずぶの素人でも、思いさえあれば未来は切り拓けるんです。机上ではなく、アクションを起こせば、想像もしていなかった未来が切り拓かれることもあるんです。

もう若気の至りと言えない年齢にはなってきましたが、あの時の“若気の至り”を失わないよう、いつまでも挑戦者でありたいと思っています。現場で悩むことなどあれば、いつでもお気軽にご連絡下さい。